

函 教 学

令和5年(2023年)6月23日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付します。

記

- 1 マイナンバーを含む個人情報の紛失について

(学校教育課)

マイナンバーを含む個人情報の紛失について

教育委員会が開催した教科用図書選定委員会総会（以下「総会」という。）において、出席委員からマイナンバーを含む個人情報が記載された書類の提出を受けたが、委員1名（以下「当該委員」という。）分を紛失したことが判明した。

1 概要

令和5年6月7日（水）に函館市南北海道教育センターで開催した総会において、源泉徴収票作成事務等に使用するため、出席委員から「口座振込依頼書」、「個人番号確認票」、「マイナンバーカードの写し」（以下「書類」という。）の提出を受け、総会終了後、本庁舎に書類を持ち帰り、学校教育課執務室内の机の引き出しに保管した。

6月14日（水）に書類未提出の委員に対し、提出依頼のメールを送信したところ、当該委員から、書類は提出済なので確認してほしい旨の連絡を受け、保管場所を含む執務室内を搜索したが、当該委員の書類は発見できなかった。

6月15日（木）に上司に報告をし、搜索の範囲を函館市南北海道教育センターや移動に使用した公用車に広げるとともに、誤廃棄の可能性もあることから、総会から持ち帰った予備資料等を廃棄したシュレッダー内も含め、数日にわたり隈なく搜索したものの発見に至らなかった。

なお、当該書類紛失による被害および第三者からの通報は確認されていない。

2 当該委員への対応

6月16日（金）に書類を紛失し、搜索中である旨を説明した。

6月20日（火）に学校教育部長、学校教育課長が当該委員を訪問し、謝罪した。

3 原因

総会の受付において、書類の収受を確実にを行うとともに内容を確認すべきところ、受付が混雑したことによりそれらを怠ったこと、また、書類の保管ルールが守られていなかったことが原因と考えられる。

4 再発防止と今後の対応

今回の紛失については、職員の個人情報の取扱いに対する意識の低さが招いたものであることから、複数で受付をするなど、個人情報を扱う際における具体的な事務処理方法や基本的ルールの遵守、さらには紛失等が発生した際の速やかな上司への報告などについて、教育委員会内全体で周知徹底を図り、再発防止に努めていくこととする。